平成２１年（フ）第２３５号
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草30番地３
破産者　村上　隆輝
異議申述期間　平成22年５月24日まで
平成22年３月24日　宮崎地方裁判所延岡支部
平成２１年（フ）第２２２号
宮崎県都城市都島町5272番地２
破産者　株式会社佐多建設
異議申述期間　平成22年５月25日まで
平成22年３月25日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２１６２８号
東京都新宿区下落合３丁目16―６
破産者　徳田　恭敏
免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
平成22年３月24日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２００６号
東京都港区芝公園３丁目１番８号
清算株式会社　株式会社ベイ・コーポレーション
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２２年（再）第６号
大阪府藤井寺市大井２丁目488番地、登記簿上の本店所在地奈良県香芝市北今市１丁目105番地の１
再生債務者　株式会社昭栄製作所
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜３丁目６番13号日土地淀屋橋ビル　弁護士法人淀屋橋・山上合同　弁護士　阪口　彰洋
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年３月18日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２１年（再）第１１号
札幌市白石区平和通15丁目北１番21号
再生債務者　株式会社宮川建設
主文　平成21年６月11日にした監督命令を取り消す。
平成22年３月23日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２２年（再）第１号
福岡県久留米市国分町1906番地３上津ハイツ301号
再生債務者　立石　　修
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年５月21日から平成22年６月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

再生計画認可

平成２１年（再）第１１号
札幌市白石区平和通15丁目北１番21号
再生債務者　株式会社宮川建設
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月19日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年３月23日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２０年（再）第２号
和歌山市粟211番地の５
再生債務者　株式会社やまき食品
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年３月17日までに書面による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年３月19日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

再生手続終結

平成１７年（再）第１号
富山市三郷27番地
再生債務者　フジ七食品工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年３月18日　　富山地方裁判所民事部
平成１８年（再）第２号
兵庫県姫路市刀出599―１、認可決定時の本店所在地兵庫県姫路市田寺７丁目３番５号
再生債務者　有限会社サンレイ綜合設備
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年３月８日　神戸地方裁判所姫路支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２０年（再イ）第１２３号
静岡市清水区立花271番地の２
再生債務者　望月　達弘
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月９日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月19日から平成22年５月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部
平成２２年（再イ）第１７号
埼玉県川越市大字南大塚1255番地15
再生債務者　高山　　茂
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月27日から平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（再イ）第２６号
埼玉県入間市高倉３丁目４番16号　504
再生債務者　黒田　誠治
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月27日から平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（再イ）第３２号
埼玉県川越市大字小ケ谷247番地３　リバーサイド川越605号室
再生債務者　坂本　道昭
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月27日から平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２２年（再イ）第３３号
埼玉県日高市大字上鹿山713番地37
再生債務者　濱里　一郎
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年４月13日まで
４　一般異議申述期間　平成22年４月27日から平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部